

令 6 廃リ 対策 第 6 4 2 号
令和 7 年(2025 年) 3 月 3 1 日

各関係団体の長 様

山口県環境生活部長

山口県循環型社会形成推進条例施行規則の一部改正について

山口県循環型社会形成推進条例施行規則の一部を改正する規則（令和 7 年山口県規則第 4 1 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布されました。

本改正は、山口県循環型社会形成推進条例第 2 6 条第 1 項に規定する排出事業者が処理業者の処理能力を確認する方法を定めた山口県循環型社会形成推進条例施行規則（以下「規則」という。）第 2 条において、産業廃棄物処理施設等を実施に調査する方法、当該産業廃棄物処理施設等を実地に調査している者から聴取する方法に加えて、情報通信の技術を利用する方法を新たに認めることとしたものです。

ついては、貴会員に対し、周知をお願いします。

記

1 改正の内容

別添新旧対照表のとおり

2 留意事項

改正後の規則第 2 条中の「実質的に当該処理業者の処理能力が確認できる方法」とは優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項を確認する方法や、デジタル技術を活用した確認の方法（電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認、オンライン会議システム等を用いた処理施設の稼働状況や周辺状況の確認等）を指すものであること。

また、本条の規制は、委託先である処理業者の言うことを鵜呑みにするのではなく、実際に処理施設等を自分の目で見たり、自分の耳で聞いたりするほか、情報通信の技術を利用して確認することを目的としたものであり、確認方法が十分であるかどうかは「自らの責任において」判断することとなること。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物指導班 岸田 TEL : 083-933-2988 FAX : 083-933-2999

新	旧
○山口県循環型社会形成推進条例施行規則（平成 16 年山口県規則第 63 号） 第 1 条（略） （処理業者の処理能力の確認） 第 2 条 条例第 26 条第 1 項の規定による確認は、処理業者の条例第 32 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設等を実地に調査し、当該産業廃棄物処理施設（排出事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該処理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（実質的に当該処理業者の処理能力の確認ができる方法に限る。）により調査し、その結果を記録することにより行われなければならない。 第 3 条～第 12 条（略） 附 則 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。 （略） 附 則（令和元年規則第 2 号） この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。 附 則（令和 3 年規則第 31 号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和 7 年規則第 41 号） この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	○山口県循環型社会形成推進条例施行規則（平成 16 年山口県規則第 63 号） 第 1 条（略） （処理業者の処理能力の確認） 第 2 条 条例第 26 条第 1 項の規定による確認は、処理業者の条例第 32 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設等を実地に調査し、又は当該産業廃棄物処理施設等を実地に調査している者から聴取し、その結果を記録することにより行われなければならない。 第 3 条～第 12 条（略） 附 則 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。 （略） 附 則（令和元年規則第 2 号） この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。 附 則（令和 3 年規則第 31 号） この規則は、公布の日から施行する。

○山口県循環型社会形成推進条例（平成 16 年山口県規則第 1 号）	○山口県循環型社会形成推進条例施行規則（平成 16 年山口県規則第 63 号）
(処理業者の処理能力の確認等) 第 26 条 県内(下関市の区域を除く。以下この項及び第 28 条第 1 項において同じ。)において産業廃棄物を排出する事業者又は県外(下関市の区域を含む。)において産業廃棄物を排出し、かつ、県内において自ら若しくは他の者に委託して当該産業廃棄物を処理(運搬について、かつ、県内において積卸しを行う場合に限る。以下この条において同じ。)する事業者(以下「排出事業者」という。)は、当該産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第 14 条第 1 2 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。)、産業廃棄物処分業者(同項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。)、特別管理産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 2 項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下特別管理産業廃棄物処分業者(同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。)(以下「処理業者」という。)に委託しようとするときは、<u>規則で定めるところにより、当該処理業者が当該委託に係る産業廃棄物を処理する能力を有することを確認しなければなら</u>ない。	(処理業者の処理能力の確認) 第 2 条 条例第 26 条第 1 項の規定による確認は、処理業者の条例第 32 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設等を実地に調査し、又は当該産業廃棄物処理施設等を実地に調査して、<u>排出事業者から聴取し、又は当該産業廃棄物処理施設等を電子情報処理組織(排出事業者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該処理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)</u>を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(実質的に当該処理業者の処理能力の確認ができる方法に限る。)により調査し、その結果を記録することにより行われなければならない。